

## 千代田区公契約条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、千代田区公契約条例（平成26年千代田区条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 条例第2条第6号に規定する「従事者」とは、次に掲げる者をいう。

- ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
- イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により派遣される者
- ウ 自らの提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負の契約により業務に従事する者

2 前項に定めるもののほか、この規則における用語の定義は、条例の例による。

### (適用範囲)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める特定公契約は次に掲げる契約とする。

- (1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が2,000万円以上の工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約のうち、次に掲げる業務に関する契約
  - ア 施設管理業務
  - イ 給食調理業務
  - ウ 警備、車両運行業務
  - エ 清掃業務
  - オ 廃棄物、資源等回収業務
  - カ 窓口、管理業務
- (3) 指定管理協定

### (従事者から除く者)

第4条 条例第5条第1項に規定する規則で定める従事者から除く者は、次に掲げる者とする。

- (1) 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- (2) 工事又は製造の請負の契約の場合における現場代理人、監理技術者及び主任技術者
- (3) 特定公契約に従事した時間が1月あたり30分未満の者

### (報告)

第5条 条例第5条第3項及び第6条第2項に規定する報告は次に掲げる事項とし、報告の時期等については別に定める。

- (1) 特定公契約の件名及び契約番号
- (2) 特定公契約の履行場所、履行開始日及び履行期限
- (3) 受注者等の氏名又は所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）、担当者名、担当部署及び連絡先
- (4) 賃金下限額
- (5) 特定公契約に係る業務に従事した時間数
- (6) 賃金下限額に、次条に規定する算定労働時間数を乗じた基準額
- (7) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険加入状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(算定労働時間数)

第6条 前条第6号の算定労働時間数とは、従事者が特定公契約に係る業務に従事した時間数に、次に掲げる時間数を加えた時間数をいう。この場合において、合計した時間数に1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- (1) 1日について8時間を超えて従事した時間に100分の25を乗じた時間
- (2) 休日に従事した時間数に100分の35を乗じた時間数
- (3) 午後10時から翌日の午前5時までの時間に従事した時間数に100分の25を乗じた時間数

(契約書等への記載事項)

第7条 区と特定受注者との間で締結する契約及び協定に当たっては、契約書及び協定書に次の条項を記載することとする。

- (1) 受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務に従事する従事者に対し、賃金下限額以上の賃金を支払わなければならないこと。
- (2) 受注者は、受注関係者が従事者に対して支払った賃金が、賃金下限額を下回ったときは、当該従事者に対して、当該賃金と賃金下限額との差額に相当する額を、当該受注関係者と連帯して支払わなければならないこと。
- (3) 区は、受注者が、契約及び協定に違反した場合においては、違約金を徴収することができること。

2 区は、前項の契約及び協定に当たっては、特定受注者に対し、前項各号について特に留意するよう求めるものとする。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(第3条第1号に掲げる契約の経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の第3条第1号の規定の適用については、同号中「1億円」とあるのは、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	1億4,000万円
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	1億3,000万円
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	1億2,000万円
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	1億1,000万円

(第3条第2号に掲げる契約の経過措置)

3 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の第3条第2号の規定の適用については、同号中「2,000万円」とあるのは、それぞれ同表右欄に掲げる額とする。

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで	2,800万円
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	2,400万円